

## 石川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q & A

No	項目	質問	回答
1	全体	申請は各事業所単位で行うのか。	交付申請や実績報告は法人単位で提出をお願いします。 なお、法人で複数の訪問介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。
2	同行支援	経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援について、経験年数が短いとは具体的にどの程度の期間をいうか。	同行支援の対象となる「経験年数の短い訪問介護員等」について、基本的には訪問業務に従事した期間が1年未満である者を想定していますが、具体的な年数設定に当たっては、訪問業務に従事した期間が1年以上ある場合であっても、従事する頻度が低いために十分な経験を積んでいないとか、長期間にわたって訪問業務に従事していなかった等、個別具体的な事情を勘案して、柔軟な運用をすることができることとされております。なお、交付申請時に提出いただいた書類で県で対象外と判断させていただく場合がございます。
3	同行支援	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について、雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるのか。	雇用契約を結んだ訪問介護員等に対する同行支援を想定しているため、雇用関係のない方の職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外です。
4	休廃止	周辺の訪問介護事業所の休廃止等に伴い、利用者が集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）に入居した場合で、当該集合住宅等に併設する訪問介護事業所が受け入れを行う場合は対象となるのか。	本事業は、在宅で生活する利用者に対して訪問介護サービスの提供を継続することを念頭にしているため、休廃止に伴って集合住宅等（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）に入居した利用者を受け入れる場合については、対象外です。